

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-31)

別紙1

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)				担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	黒羽真吾(保健業務室長)			
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への迅速かつ公正な補償給付等を実施するとともに、健康被害予防事業や地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進				
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。			目標設定の考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律	政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
1 公健法に基づく補償等の進捗状況	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。							
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
2 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	-	80	80	80	80	80	80	/	/	公害健康被害予防事業については、参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に係る測定指標として、毎年度の事業参加者アンケートにおける満足度を選定する。回答者の80%以上の方から、5段階の上位2段階までの評価が得られることを毎年度の目標として設定する。
3 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	-	80	80	80	80	80	80	/	/	公害保健福祉事業については、被認定者に占める事業に参加した者の延べ人数の割合を測定指標として選定する。これが80%以上となることを毎年度の目標として設定する。
4 環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	-	60,000人及び75%	60,000人及び75% 79,398人 85.13%	60,000人及び75% 73,972人 85.07%	60,000人及び75% -	60,000人及び75% /	60,000人及び75% /	/	/	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として選定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。
環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	-	60,000人及び75%	60,000人及び75% 81,115人 84.24%	60,000人及び75% 78,879人 89.01%	60,000人及び75% -	60,000人及び75% /	60,000人及び75% /	/	/	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として設定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)		当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度						

(1)	公害健康被害対策(補償・予防)事業 (昭和49年度)	8539 (8508.7)	8336 (8306.3)	8062 (8044.8)	7778	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者の更新、制度離脱状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定患者に関する基礎資料を得る。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;  公害健康被害補償制度の今後の運営のため、被認定患者数及び補償費用等の変動推移を更新整理した基礎資料を元に、被認定患者数及び補償費用の将来推計等を行い、認定患者の補償を適正に行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賦課金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。</p>	2023-環境-22-0174
(2)	環境保健施策基礎調査 (環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)) (平成8年度)	191 (153)	194 (154)	194 (149)	189	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について調査するもの。中公審答申及び公健法改正時の附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められている。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;  60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率を得ることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  確立された調査方法に基づいて当該調査を確実に実施し、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所用の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。</p>	2023-環境-22-0172
(3)	イタイイタイ病等に関する研究・調査事業 (平成13年度)	76 (57)	77 (51)	76 (58)	76	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;  イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。</p>	2023-環境-22-0175
施策の予算額・執行額		8806 (8718.7)	8607 (8511.3)	8332 (8251.8)	8,043	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-32)

別紙1

施策名	目標7-2 水俣病対策				担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	伊藤 香葉(特殊疾病対策室長)				
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。				政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病患者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。				目標設定の考え方・根拠	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号)及び同法に基づく「救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値									
			基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1	水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)	-	-	水俣病患者等に対する療養費を着実に支給	-	-	-	-	-	-	-	・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給を行っている。 ・水俣病患者等の補償・救済を行うためには、予算事項の大部分を占める水俣病被害者に対する療養費の支給を確実に行うことが必要であるため、その支給額を測定指標として設定した。指標の性質上、目標値は設定できない。
2	水俣病に関する総合的研究について、外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均	-	-	3	-	3	3	3	-	-	-	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1)	水俣病対策事業(仮称)(開始年度)	11,655 (11,081)	11,504 (10,941)	11,557 (10,815)	11,545	1, 2	<達成手段の概要> 医療事業対象者(医療手帳・水俣病患者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策、再生・融和対策(もやい直し)及び地域振興を推進する。 <達成手段の目標> 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難 水俣病発生地域の地域振興:観光入込客数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病患者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。					0273
(2)	【8-6再掲】国立水俣病総合研究センター調査研究(昭和53年度)	559 (482)	441 (344)	807 (706) うち6百万円はデジタル庁予算	474 うち2百万円はデジタル庁予算	-	令和5年度行政事業レビューページURL( <a href="https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2033/index.html">https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2033/index.html</a> )					2023-環境-22-0181

<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>12,214 (11,563)</p>	<p>11,945 (11,285)</p>	<p>12,365 (11,521) うち6百万 円はデジタル 庁予算</p>	<p>12,019 うち2百万 円はデジタル 庁予算</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」</p>
-------------------	----------------------------	----------------------------	---	--	---	--

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-33)

別紙1

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	木内 哲平(石綿健康被害対策室長)					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進							
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。				目標設定の考え方・根拠	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第1条、第80条	政策評価実施予定時期	令和6年8月					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度				
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	173日	H18年度	120日(平成18年度の3割減)	—	120	120	120	120	120			<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。</li> <li>事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時(平成18年度)の平均処理日数(173日)の3割減(120日)を維持するよう目標を設定。</li> </ul>	
					92	210	177	162					
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
2 石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数	32自治体	R2年度	前年度以上の参加自治体数	令和6年度	30自治体	32自治体	34自治体	前年度以上の自治体数	前年度以上の自治体数			<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の石綿読影精度向上や効果的・効率的な健康管理の在り方について検討を行うためには、事業により多くの自治体が参画することが期待されるため、前年度以上の参加自治体数を得ることを目標としている。</li> <li>また、石綿読影の精度向上のためには多くの知見を収集する必要があるため、読影調査結果を評価・検証するためには事業開始から5年程度を要することから、目標年度は令和6年度に設定している。</li> </ul>	
					32自治体	34自治体	34自治体	—	—				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号						
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1) 石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)	662(556)	1,387(1,235)	915 うち186百万円はデジタル庁予算(783) うち157百万円はデジタル庁予算	931 うち181百万円はデジタル庁予算	1、2、3	令和5年度行政事業レビューページURL( <a href="https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2033/index.html">https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2033/index.html</a> )	0263						
施策の予算額・執行額	662(556)	1,387(1,235)	915 うち186百万円はデジタル庁予算(783) うち157百万円はデジタル庁予算	931 うち181百万円はデジタル庁予算	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-34)

別紙1

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全課長)					
施策の概要	近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、改正気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進							
達成すべき目標	あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。				目標設定の考え方・根拠	改正気候変動適応法(令和5年4月公布)や熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)に基づき、熱中症対策の推進を図る。	政策評価実施予定時期	令和6年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1	-	-	-	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	熱中症に対する危険性や、熱中症警戒アラート発表時には気を付ける必要があることを認識した上で、熱中症予防行動を取ることが重要。特に水分・塩分補給やエアコン利用の徹底などの予防行動につなげることが必須。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定するものとし、目標値設定に当たっては令和6年度から開始予定のアンケート結果を踏まえ精査していく。
2	-	令和6年度	50	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において ・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化 ・改正気候変動適応法に基づく施策の実施 等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めていく。 なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定する。
3	1295	令和4年度	650	R12年度	-	-	-	1200	1100	1000	900	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標(2030年)として、熱中症による死者数(5年移動平均死者数)について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1)	139 (125)	187 (172)	397 (367)	267	1, 2, 3	<達成手段の概要> 一般市民向け及び地方自治体向けの普及啓発に努めるとともに、地域の特性や関係者の連携を生かした具体的な地方自治体の取組を支援し、全国的に取組を展開していく。また、熱中症新制度の施行のため、熱中症警戒アラート等の効果的な運用や熱中症対策における避暑施設(クーリングシェルター)の設置・運用等について調査検討を進める。 <達成手段の目標> ・予防意識を向上させ、熱中症の発生を減少させる。 ・地域の特性を生かした具体的な取組を広げる。 ・熱中症新制度の施行のため、効果的な熱中症対策の運用等について検討する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 熱中症対策についての意識を一層高め、熱中症予防行動の定着を図るとともに、地域の熱中症対策を強化していく。						0182	
施策の予算額・執行額	139 (125)	187 (172)	397 (367)	267	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月0日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月0日) において熱中症対策を記載							